# 米原市教育大綱について(現行)

### 1 米原市教育大綱の位置付け

米原市教育大綱は、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第1条の3に基づき、米原市の教育が目指す基本的な方向や今後推進すべき施策を明らかにするものです。 平成27年の法律改正により、首長と教育委員会による総合教育会議での検討を踏まえ教育に関する大綱の策定が義務付けられました。

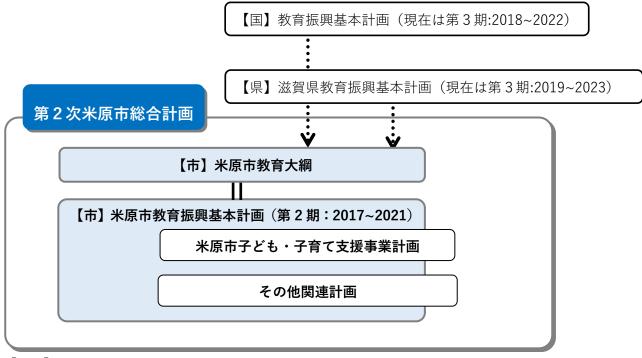
本市では、教育大綱を「第2期米原市教育振興基本計画」の基本理念・基本目標として位置付け、両者を一体的に策定することで、教育施策の更なる充実を図っています。

# 計画の位置付け 市長と教育委員会による総合教育会議での検討を踏まえて定める「教育大綱」を、本計画の基本理念および基本目標として位置付け、両者を一体的に策定することで、教育施策の更なる充実を図っています。 第2次米原市総合計画 米原市子ども・子育て支援事業計画 ・ 大震事業計画 ・ 大震事業計画 ・ 大震事業計画 ・ 大の他関連計画

### 2 教育大綱と教育振興基本計画の違い

	教育大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関す る法律	教育基本法
策定者	地方公共団体の長 (総合教育会議において要協議)	地方公共団体
規定する事項	教育、学術および文化の振興に関す る総合的な施策について、その目標 や施策の根本となる方針	教育振興のための施策につい ての基本的な計画
策定の義務	義務	努力義務
対象期間	規定無し(文部科学省通知では4~ 5年を想定)	規定無し

# 3 教育大綱と教育振興基本計画の関係



### 【参考】大綱に関する文部科学省通知

- (3) 地方教育振興基本計画その他の計画との関係
- ① 地方公共団体において、教育基本法第 17 条第 2 項に規定する教育振興基本計画その他の計画を定めている場合には、その中の目標や施策の根本となる方針の部分が大綱に該当すると位置づけることができると考えられることから、地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を策定する必要はないこと。

## 4 米原市教育大綱

【参考】米原市教育大綱、第2期米原市教育振興基本計画 概要版 2~~3~

基本理念 ともに学び、ともに育つ、学びあいのまち まいばら
 ~自分もひとも大切にし、地域を誇る人づくり~
 基本目標 1.心豊かでたくましく生きる力を育む教育を実現します
 2.学校・家庭・地域がつながり、協働して地域全体の教育力を高めます
 3.一人一人が大切にされ、安全・安心で質の高い教育が受けられる環境をつくります
 4.生涯にわたって豊かに学び合い、いきいきと活動できる環境をつくります
 5.米原の自然・歴史・文化の保存・活用を進め、地域文化を育みます

5 **計画の期間** 平成 29 年度(2017 年度)~令和 3 年度(2021 年度) (米原市教育振興基本計画の第 2 期計画の期間にあわせています。)